

## 都道首都高速4号線高架下利用計画（渋谷区区間）（案）

## 1 計画概要

本件は、都道首都高速4号線の渋谷区区間5.2kmにおける連続高架部分のうち、代々木高架下について、首都高速道路株式会社から自動車駐車場及び自動二輪駐車場として整備する必要があるとの要望を受け、当該高架下の利用計画を策定するものである。

## 2 利用計画

## (1) 高架下利用部分の選定

首都高速道路株式会社から要望があった代々木高架下を対象とする。

## (2) 利用用途の決定 用途：自動車駐車場及び自動二輪駐車場

周辺地域は、都市計画上、商業地域であり、新宿副都心ビル群や東京オペラシティを訪れる関係者の車両の通行が多い地域である。

当該地区では、路上駐車等による周辺交通への影響が発生していることから、当該高架下を積極的に活用して、自動車駐車場及び自動二輪駐車場を整備することにより、車両の路上駐車や自動二輪車の歩道部への駐車の解消を図り、安全かつ快適な街づくりに資するものである。

## (3) 占用主体、占用物件等の決定

- ・ 占用主体 首都高速道路株式会社
- ・ 占用物件 自動車駐車場及び自動二輪駐車場  
対象予定面積：176 m<sup>2</sup>、駐車予定台数：自動車4台、自動二輪5台
- ・ 占用の場所 東京都渋谷区代々木4丁目
- ・ 占用開始の予定時期 平成19年1月

(参考) 位置図（別紙1）、計画平面図（別紙2）、都市計画図（別紙3）、現況写真（別紙4）

以上

## 都道首都高速9号線高架下利用計画（江東区区間）（案）

## 1 計画概要

本件は、都道首都高速9号線の江東区区間4.9kmにおける連続高架部分のうち、木場高架下について、首都高速道路株式会社から自動車駐車場及び自動二輪駐車場として整備する必要があるとの要望を受け、当該高架下の利用計画を策定するものである。

## 2 利用計画

## (1) 高架下利用部分の選定

首都高速道路株式会社から要望があった木場高架下を対象とする。

## (2) 利用用途の決定 用途：自動車駐車場及び自動二輪駐車場

周辺地域は、都市計画上、準工業地域であり、近隣に官公署、公園等が所在しており、これらの施設を利用する車両の通行が多い地域である。

当該地区では、路上駐車による周辺交通への影響が発生していること及び本年6月から駐車違反の取締りが強化されたことに伴い、深川警察署より自動二輪駐車場の設置要望があったことから、当該高架下を積極的に活用して自動車駐車場及び自動二輪駐車場を整備することにより、路上駐車解消を図り、安全かつ快適な街づくりの促進に資するものである。

## (3) 占用主体、占用物件等の決定

- ・ 占用主体 首都高速道路株式会社
  - ・ 占用物件 自動車駐車場及び自動二輪駐車場  
対象予定面積：303 m<sup>2</sup>、駐車予定台数：自動車16台、自動二輪3台
  - ・ 占用の場所 東京都江東区木場2丁目
  - ・ 占用開始の予定時期 平成19年1月
- (参考) 位置図(別紙1)、計画平面図(別紙2)、都市計画図(別紙3)、現況写真(別紙4)

以上

## 神奈川県道高速湾岸線高架下利用計画（横浜市区間）（案）

## 1 計画概要

本件は、神奈川県道高速湾岸線の横浜市区間 18.6kmにおける連続高架部分のうち、杉田高架下及び磯子高架下について、首都高速道路株式会社から自動車駐車場として整備する必要があるとの要望を受け、当該高架下の利用計画を策定するものである。

## 2 利用計画

## (1) 高架下利用部分の選定

首都高速道路株式会社から要望があった杉田高架下及び磯子高架下（磯子区）を対象とする。

## (2) 利用用途の決定

## ①杉田高架下 用途：自動車駐車場

周辺地域は、都市計画上、工業地域及び第一種住居地域であり、西側には住宅、その他は大規模な物流施設や工場が立ち並んでおり、物流施設等への通勤用車両や運搬用車両の通行が多い地域である。

当該地区では、路上駐車による周辺交通への影響が発生していることから、当該高架下を積極的に活用して自動車駐車場を整備することにより、路上駐車解消を図り、安全かつ快適な街づくりの促進に資するものである。

## ②磯子高架下 用途：自動車駐車場

周辺地域は、都市計画上、工業専用地域であり、主に工場等が立ち並んでおり、工場等への通勤用車両や運搬用車両及び周辺開発に伴う工事用車両の通行が多い地域である。

当該地区では、路上駐車による周辺交通への影響が発生していることから、当該高架下を積極的に活用して自動車駐車場を整備することにより、路上駐車解消を図り、安全かつ快適な街づくりの促進に資するものである。

## (3) 占用主体、占用物件等の決定

## ①杉田高架下

- ・ 占用主体 首都高速道路株式会社
- ・ 占用物件 自動車駐車場 対象予定面積：2,535 m<sup>2</sup>、駐車予定台数：94 台
- ・ 占用の場所 横浜市磯子区杉田5丁目

・ 占用開始の予定時期 平成 19 年 1 月

(参考) 位置図 (別紙 1)、計画平面図 (別紙 2)、都市計画図 (別紙 3)、現況写真 (別紙 4)

②磯子高架下

・ 占用主体 首都高速道路株式会社

・ 占用物件 自動車駐車場 対象予定面積 : 2,005 m<sup>2</sup>、駐車予定台数 : 41 台

・ 占用の場所 横浜市磯子区磯子 1 丁目

・ 占用開始の予定時期 平成 19 年 1 月

(参考) 位置図 (別紙 1)、計画平面図 (別紙 2)、都市計画図 (別紙 3)、現況写真 (別紙 4)

以 上

## 横浜市道高速1号線高架下利用計画（横浜市区間）（案）

## 1 計画概要

本件は、横浜市道高速1号線の横浜市区間2.3kmにおける連続高架部分のうち、鶴屋高架下について、財団法人首都高速道路協会から自動二輪駐車場として整備する必要があるとの要望を受け、当該高架下の利用計画を策定するものである。

## 2 利用計画

## (1) 高架下利用部分の選定

財団法人首都高速道路協会から要望があった鶴屋高架下（神奈川区）を対象とする。

## (2) 利用用途の決定 用途：自動二輪駐車場

周辺地域は、都市計画上、商業地域であり、横浜駅周辺のオフィスや学校への通勤・通学用車両や商業施設等を利用する車両が多く、自動車駐車場の整備状況に比べ、自動二輪駐車場が不足している状況にある。

このため、自動二輪車の歩道部への駐車により歩行者の通行の妨げとなっていることから、当該高架下を積極的に活用して、自動二輪駐車場を整備することにより、安全かつ快適な街づくりの促進に資するものである。

## (3) 占用主体、占用物件等の決定

- ・ 占用主体 財団法人首都高速道路協会
- ・ 占用物件 自動二輪駐車場 対象予定面積：379 m<sup>2</sup>、駐車予定台数：55 台
- ・ 占用の場所 横浜市神奈川区鶴屋町3丁目
- ・ 占用開始の予定時期 平成19年1月

(参考) 位置図（別紙1）、計画平面図（別紙2）、都市計画図（別紙3）、現況写真（別紙4）

以上